

11月から児童扶養手当法の一部が改正されます

令和6年11月分（令和7年1月支給分）から受給資格者本人の所得制限限度額と第3子以降の加算額が、下記のとおり引き上げられます。

これまで所得制限限度額を超えている等の理由により、児童扶養手当の申請をしていなかった方も、今回の改正により手当を受給できる場合があります。

対象となる場合は、10月末日までに手続きをすることで11月分から手当を受給できますので、お問い合わせください。

1. 受給資格者本人の所得制限限度額の引き上げ

【単位：円】

扶養する児童等の人数	全部支給				一部支給			
	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	10月分まで	11月分から	10月分まで	11月分から	10月分まで	11月分から	10月分まで	11月分から
0人	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

2. 第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が第2子の加算額と同額になります

区分	改正前		改正後	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
第1子	月額 45,500 円	月額 45,490 円～ 10,740 円	変更なし	変更なし
第2子加算額	月額 10,750 円	月額 10,740 円～ 5,380 円	変更なし	変更なし
第3子以降の加算額	月額 6,450 円	月額 6,440 円～ 3,230 円	月額 10,750 円	月額 10,740 円～ 5,380 円

※一部支給の支給額は所得に応じて決定されます。

問合先 子育て応援課 Tel.28-8025

定額減税調整給付金・新たに非課税または均等割のみ世帯給付金（子ども加算給付金）

該当すると思われる方には7月～8月に支給確認書を送付しています。提出期限は**10月31日(木)**です。

- 添付書類**
- 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の写し
 - 口座確認書類（通帳やキャッシュカード）の写し

※支給確認書が提出されてから振り込みが完了するまで3週間程度かかります。

※支給確認書が届いていない方、紛失された方、または不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

滝川市臨時給付金コールセンター Tel.0120-223-130（通話無料）

受付時間 平日・土日祝 8時30分～20時

問合先 滝川市定額減税補足給付金等給付室 Tel.28-8009